令和６年度　鹿屋体育大学研究生受講案内

本学において研究生として特定の専門事項について研究を志願する者は、次により出願すること。ただし、鹿屋体育大学研究生規則第７条第２項の規定により、大学院の研究生として１か月単位での受け入れを希望する者については、この限りではない。

１．入学資格

学部の研究生は次のとおりとする。

(1)　短期大学又は高等学校を卒業した者

(2)　前号と同等以上の学力を有すると学長が認めた者

大学院の研究生は次のとおりとする。

(1)　大学院修士課程を修了した者

(2)　前号と同等以上の学力を有すると学長が認めた者

２．入学時期

原則として学期（４月又は１０月）の始めとする。

３．出願手続

出願に際しては、研究指導を受けようとする本学教員（研究指導教員）の内諾を得て、下記の書類等を提出すること。

(1) 振込受取書（**検定料　９，８００円（注）**）

(2) 入学願書（所定の様式）

(3) 履歴書（所定の様式）

(4) 健康診断書（所定の様式）

（健康診断書は、出願前３か月以内に医療機関又は保健所の医師が診断して証明し、厳封して交付したものを提出する。）

(5) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書又は修了証明書

(6) 研究計画書

(7) 在職中の者は、その所属機関の長の承諾書

(8) 経費支弁書及び身元保証書（外国人留学生のみ）

提出先　鹿屋体育大学教務課教育支援係

〒891-2393　鹿児島県鹿屋市白水町１番地

＊日本語以外で書かれている書類については、必ず日本語の訳文を添付すること。

（注）検定料（９，８００円）は口座振込で支払うこと。振込後、「振込受取書」（又はそれに代わるもの）を受け取り、入学願書等とともに必ず提出すること。（振込方法については、別紙参照）

４．出願時期

出願時期は、原則として次の期間とする。

(1) 前　期　　令和６年２月１日（木）～３月１５日（金）

(2) 後　期　　令和６年８月１日（木）～９月２日（月）

ただし、日本国籍を有しない者で、入学にあたって在留資格取得許可申請が必要な者に限っては、次の期間とする。

(3) 前　期　　令和５年１２月１日（金）～１２月２８日（木）

(4) 後　期　　令和６年６月３日（月）～６月２８日（金）

５．入学者の選考

入学志願者について、書類審査を行い、入学の可否を選考し、通知する。

なお、必要に応じ面接その他の方法により試験を行うことがある。

６．入学の許可

入学の許可は、指定の期日までに、所定の手続き（下記の経費の納入を含む。）を行った者について、入学を許可する。

なお、その他の関係書類等は合格通知を郵送する際に同封する。

(1) 入学料　８４，６００円（予定額）

(2) 授業料　２９，７００円（月額）（予定額）

ただし、授業料については６ケ月分に相当する金額を、当該期間の当初の月に納付しなければならない。

入学料及び授業料については予定額であり、改訂があった場合には随時通知する。

在学中に授業料の改定が行われた場合には、改訂時から新授業料を適用する。

７．研究期間

研究期間は、原則として１年とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、１年間の範囲内で、許可を得て研究期間を延長することができる。

８．指導教員の選定

研究生を志願する者の研究課題について、研究指導教員に研究指導の応諾を確認のうえ、教授会又は研究科委員会において入学者の選考を行い、その選考結果に基づき、学長が研究指導教員を指導教員として指定する。

９．研究の修了

研究を終えた場合は、研究修了届を提出すること。

10．研究修了証明書

研究を終えた者には、本人の請求により研究修了証明書を交付する。

11．その他

(1) 研究指導を受けようとする本学教員（教育研究者）の研究テーマ及び専門分野については、担当係へ問い合わせること。

(2) 納付した検定料、入学料及び授業料は還付しない。

(3) 実験実習に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(4) 研究生に関する担当係は、次のとおりである。

教務課教育支援係　　（電話　0994-46-4865 ）